

文学ミュージアム第Ⅱ期企画展ポスター等印刷・封入業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 文学ミュージアム第Ⅱ期企画展ポスター等印刷・封入業務委託

2 業務目的 本業務は、令和7年度市川市文学ミュージアム第Ⅱ期企画展の開催にあたり、ポスター、図録等の印刷及び頒布に関する業務を委託するもの。

3 納入場所 市川市鬼高1丁目1番4号 生涯学習センター2階
市川市文学ミュージアム

4 委託期間 令和7年9月1日 ～ 令和7年11月27日

5 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）制作物の種類

制作物の種類は、別紙1「制作物リスト」のとおり。

（2）メイクアップデータのチェック及び校正

- 1) 受託者は、委託者又は委託者から制作物のデザイン業務を受託した事業者から引き渡しを受けたメイクアップ済原稿（デジタル原稿）について、メイクアップデータが問題なく印刷可能なデータであるかチェックを行う。
- 2) 受託者は、デザインどおりの仕上がりであるかどうか確認した上で、デザイン原本およびメイクアップ済み原稿を委託者が指定する印刷素材等に印刷し、デザインどおりの色・文字となるよう調整して、委託者に提出する。
- 3) 委託者が行う各制作物の文字校正・色校正（本紙校正）は2回程度行うものとする。
ただし、図録については文字校正3回程度・色校正（本紙校正）2回程度とする。

（3）制作物の印刷

- 1) 受託者は、委託者による校正を経て、最終的な承諾を得たものについて、別紙1「制作物リスト」に記載された部数を印刷するものとする。
- 2) 制作物の構成、印刷色数等については別紙1「制作物リスト」のとおりとする。
なお、図録の印刷素材についてはリスト記載のものと同程度のものを、委託者と協議の上決定するものとする。

(4) 封入・納品・発送業務

- 1) 受託者は、制作物を別紙2—1「①封入枚数」の通り封入し、宛名シールを貼付するものとする。別紙2—1「②納入のみ」に記載のものは、封入せずに市川市文学ミュージアムに納入すること。
なお、宛名シールに記載する送付先の住所・名前等詳細については、契約後に引き渡すものとする。発送件数・発送先エリアについては別紙2—2「発送件数」のとおり。
- 2) 封入する封筒及び鑑文、展覧会案内は委託者が用意し、宛名シールは受託者が用意するものとする。
- 3) ポスターは折りたたんで封入すること。別紙2—1「②納入のみ」に記載の数量については、折りたたまずに納入すること。
- 4) 受託者は、上記1)の封入が終わった印刷物を、発送期限までに指定の送付先に発送すること。発送等に係る費用は受託者が負担するものとする。
- 5) 発送するものについては、発送前に文学ミュージアムに連絡を行い、許可を得てから発送すること。また発送後7日以内に、発送した件数が記載された控えと、発送日・発送先・発送部数を記載したリストを委託者に提出するものとする。

(5) 納期等

- 1) 納入期限：令和7年10月21日
- 2) 発送期限：令和7年10月21日

6 成果品の規格等

成果品の規格等は別紙1「制作物リスト」のとおりとする。

7 添付書類

- (1) 別紙1：制作物リスト
- (2) 別紙2：封入・発送件数
- (3) 別紙3：完了届

8 提出書類及び報告書（成果品）

(1) 提出書類

受託者は、業務開始前に契約から納品に至るまでの作業スケジュール及び制作に係る業務責任者名を提出するものとする。

(2) 報告書等

- ①受託者は、5・(4)・5)に記載のとおり、発送した件数が記載された控えと、発送日・発送先・発送部数を記載したリストを発送後7日以内に提出するものとする。
- ②受託者は、当該業務委託を完了後、委託期間終了日までに委託者の指定した完了届を提出するものとする。

③受託者は、成果品として、制作物一覧(チラシ・ポスター・図録)の封入した全体の写真を提出するものとする。

(3) 成果品

受託者は、「6 成果品の規格等」に記載された成果品を提出するものとする。

9 成果品に係る著作権の譲渡等

(1) 成果品に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する著作権者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

(2) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

10 その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、速やかに委託者及びその他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、この業務遂行に当たり、委託者又は第三者に損害をおよぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害の責を負わなければならない。

(4) 受託者は、業務の履行による個人情報取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(6) 業務の履行にあたっては、著作権法その他関係法令を遵守しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

制作物リスト

別紙1

制作物			サイズ	構成・印刷色数	印刷部数等	印刷素材等	備考
チラシ ポスター	1	ポスター	B2判	片面 表 4 色	150	マットコート 四六判 135 k g	
	2	チラシ両面	A4判	両面 4 色	15,000	マットコート 四六判 90 k g	
図録	1	企画展図録	H188×W133	巻頭36頁（カラー） 本文100頁（スミ）	1,500	表紙：スタードリーム-FS シルバー 209kg 4C×0C 見返し 色上（特厚口） 巻頭：マットコート110 k g 4C×4C 本文：書籍用紙90 k g 1C×1C 製本：PUR製本	

別紙2ー1 封入・発送件数

①封入枚数

	鑑文	チラシ	ポスター	図録
パターンA	1	2		
パターンB	1	2		1
パターンC	1	5	5	3
パターンD	1	15		
パターンE	1	20		
パターンF	1	30		
パターンG	1	30	1	
パターンH	1	30		1
パターンI	1	30	1	1
パターンJ	1	50		
パターンK	1	50	1	
パターンL	1	50		1
パターンM	1	50	1	1
パターンN	1	50		3

②納入のみ

チラシ	ポスター	図録
7,631	85	1,447

※封入物のうち、鑑文(A4・再生紙1枚)は委託者が提供する

別紙2ー2 封入・発送件数

発送件数

	千葉県	東京都	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	計
パターンA	24	11		2			1					38
パターンB	14	8		2								24
パターンC		1										1
パターンD		6										6
パターンE	16							1				17
パターンF	4	8		1								13
パターンG		1										1
パターンH	3			1								4
パターンI	3	1										4
パターンJ	4	42	3	10		1	1	1		2	1	65
パターンK	5	25		5	4			2			1	42
パターンL		2										2
パターンM		6	2	3			1				1	13
パターンN		1										1
計												231

※地域はゆうパック基本運賃表の区分に基づく

完 了 届

年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 文学ミュージアム第Ⅱ期企画展ポスター等印刷・封入業務委託

2. 委 託 場 所 市川市鬼高1丁目1番4号 生涯学習センター2階
市川市文学ミュージアム

3. 契約年月日 年 月 日

4. 委 託 金 額 円

年 月 日から

5. 委 託 期 間

年 月 日まで

6. 完了年月日 年 月 日